

平成20年

家内労働のしおり



厚生労働省

はじめに

我が国において家内労働は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする貴重な役割を担っています。

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法に基づき、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定及びその周知、安全及び衛生の確保等のさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法のあらましなどをわかりやすくご説明するものですので、ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

平成 20 年

厚 生 労 働 省

雇用均等・児童家庭局

目 次

I 家内労働法のあらまし.....	1
II 家内労働対策の概要.....	6
III 家内労働の現状.....	13
IV 家内労働者の労働条件.....	20

I 家内労働法のあらまし

○ 家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払の確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるため、委託者及び家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければなりません。

○ 家内労働者の定義（法第2条②）

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。
〔近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。〕
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品又は原材料とする物品の製造、加工等に従事すること。
〔物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。〕
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などをを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
〔大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。〕
- 5 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

○ 委託者の定義（法第2条③）

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）であること。（運送業者や建築業者は委託者とはなりません。）
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
〔例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。〕
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
〔直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。〕

(注) 平成2年3月31日付け基発第184号、婦発第57号により家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて、次の点が明確化されています。

- (1) 原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号をフロッピーディスクその他の外部記憶媒体（以下「フロッピーディスク等」という。）に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当するものであること。
- (2) フロッピーディスク等の提供又は売渡しがあった場合は、家内労働法にいう「物品」の提供又は売渡しがあったものとすること。

○ 補助者の定義（法第2条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている人をいいます。

家内労働手帳（法第3条）

当事者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に、家内労働手帳を交付し、工賃などの委託条件を記入しなければならないと定められており、記入すべき内容は以下のとおりとなっています。

1 最初の委託の原材料等の

引渡しのときまでに、

- ・家内労働者の氏名
 - ・委託者の氏名
 - ・営業所の名称・所在地
 - ・工賃の支払い方法その他の
委託条件等

を記入した「家内労働手帳」
(注) を交付しなければな
りません。

(注) 家内労働手帳は、法律で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、右記のモデル様式の普及を図っています。

伝票式家内労働手帳 様式 第 1		基本委託条件の通知					
平成 年 月 日							
家 内 労 働 者	氏 名			委託者	氏 名		
	性 别	生年月日			名 称		
	住 所				営業所	所在地	In
補 助 者	氏 名			代理人	氏 名		
	性 別	生年月日			住 所	In	
基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。 なお、御承諾の場合は御速略願います。							
工賃の支払方法	支 払 場 所		イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所		ロ グループリーダー宅 ニ その他()		
	支 払 期 日		イ 每月 日 締め、〔同月〕 日払い ロ 納品の都度払い		ハ その他()		
	通貨以外のもので 支払う場合の方法						
物 品 の 受 交 し 場 所		イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所		ロ グループリーダー宅 ニ その他()			
不 良 品 の 取 扱 い に 關する定め (検査日に關する 定め)							
備 考							

2 原材料の受渡しのつど

- ・委託業務の内容
 - ・工賃単価
 - ・工賃の支払期日
 - ・納品の期日 等

を記入しなければなりません。

伝票式家内労働手帳 様 式 第 2					
No. _____					
注 文 伝 票					
平成 年 月 日					
搬 委託者					
品 名	数 量	單 価	納 期	備 考	
工賃支払期日		平成 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。			
注)記入した日から2年間保存して下さい。					
〔使用上の注意〕					
1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。 なお、製品に複数な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。					
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引渡しの際日並びにその代金の額並びに決済の限り及び方法を記入すること。					

3 物品の受渡しのつど

- ・受領年月日
- ・工賃支払額

を記入しなければなりません。

伝票式家内労働手帳
様式 第3

No. _____ 受入伝票 平成 年 月 日

品名	数量	単価	金額	製品の受領印	備考
合計					

月 日締切分	累計金額	備考

(注) 記入した日からさか戻り検査して下さい。

(使用上の注意)
製品の受取及び工賃を支払うつど、徴明するものとし。
① 納品のつど工賃を支払う定めがある場合は、上欄のみ記入する事。
② 工賃締切日を定め、一定期間に工賃を支払う定めがある場合は、下欄に記入する事。

○ 就業時間（法第4条）

家内労働者が際限なく長時間就業すると、健康を害したり、相互間の過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

○ 委託の打切りの予告（法第5条）

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合で、委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

○ 工賃の支払（法第6条）

1 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便振替、銀行等の預金口座への振込み、郵便振替口座への振込み又は振替により支払うことができます。

2 工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

○ 工賃の支払場所等（法第7条）

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

○ 最低工賃（法第8条～第16条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、

その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

○ 安全及び衛生に関する措置（法第17条）

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはできませんが、委託者が、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するため、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- 1 プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。
- 2 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。
- 3 モーター、バフ盤などについては覆いを取り付けること。
- 4 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- 5 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

また、家内労働者も危害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

- 1 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な防護具を使用すること。
- 2 発火性の物品等危険物を取り扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること。
- 3 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと。
- 4 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用するときは、前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた5の措置を講じること。

委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。

○ 届 出（法第26条）

委託者は、次の届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

1 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

委託状況届											
事業の種類		営業所の名称						営業所の所在地			
								(電話番号)			
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数				補助者数				代理人数	
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満		女
都道府県											
都道府県											
都道府県											
都道府県											
都道府県											
備考											
年 月 日											
委託者氏名											
労働局長 構											
注 意											
1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。 2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄(1)の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。											

2 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者がけがをしたり、病気になつたりして、4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を遅滞なく労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第3号 家 内 労 働 死 傷 病 届 (日本労働省規則第4号)					
死傷者 (家内労働者 被 命 者)	氏 名	性 別	年 齢	住 所	本拠地 の内 容
委託者	会社名 所在地	(電話番号)			事実の種類
死 亡 者	発 生 日 時	傷病名又は死因	傷害の部位	原因及び程度	休業日数又は死亡の日時
死傷者の原因 及 び 発 生 状 況					
年 月 日					
委託者 氏名 _____ _____ 分管課長 殿					
注意 1 「死傷者」欄の()内の記入しない事項を踏すこと。 2 「死傷者の原因及び発生状況」欄には、死傷の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名前及び発生状況を具体的に記入すること。 3 出札を記載し、押印することに代えて、署名することができるること。					

○ 帳簿の備付け（法第27条）

委託者は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作つて、営業所に備え付けておかなければなりません。

様式第4号 帳 簿										
家内労働者	氏 名	性 別		生 年 月 日	代理 人 姓 名 代理業務の範囲					
	性 別	生 年 月 日								
	性 別	生 年 月 日								
作業場の所在地										
被 命 者	氏 名	性 別	生 年 月 日	特 别 な 委託条件						
備 考										
在 会			受 領	工 賃 支 払						
起算月日	委託業務の 年 月 日	納入させた 物品の数量	工賃の額額	納品の時期	支 付 内 交 付 期 日	受 領 し た 物品の数量	支給年月日	支 付 工 賃 額	工賃以外の 工賃支払方法とその額	備 考

注意
1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
2 「被 命 者」及び「代理人」欄には、該当する欄に記入すること。
3 「特別な委託条件」欄には、当該室内外労働に関して、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
4 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受取れるつど、又は「支払工賃」欄には工賃を支払うつど記入すること。
5 「通常以外の工賃支払方法とその額」欄には、該当する欄に記入し、「支払工賃起算」の内容とすること。

○ 申 告（法第32条）

家内労働者や補助者は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局又は労働基準監督署に申告することができます。

○ 罰 則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

※各種様式については、厚生労働省ホームページ <http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-59.htm> からダウンロードすることができます。

※各種申請・届出等手続を e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/>) から電子申請することができます。

II 家内労働対策の概要

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の対策を推進しています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等の工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定及び周知
- 4 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- 5 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導等を行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保等について

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然に仕事を打ち切られたりすると生活に困ることになります。

このため、工賃の支払の確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

平成20年2月末日現在決定されているものは134件です。

業種別最低工賃決定状況

(平成 20 年 2 月末現在)

業種	決定件数(件)	
織維工業	10	
	ニット製造	9
衣服、その他の織維製品製造業	既製洋服等	49
	和服・その他	18
紙・紙加工品製造業	6	
金属製品製造業	3	
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、機械器具等	29
その他	10	
合計	134	

都道府県別最低工賃決定状況一覧

(平成 20 年 2 月末現在)

都道府県名	件名	都道府県名	件名
北海道	北海道男子既製服製造業 〃 和服裁縫業		〃 電気機械器具製造業 〃 革靴製造業
青森県	青森県男子・婦人既製服製造業 〃 和服裁縫業 〃 電気機械器具製造業	千葉県	千葉県婦人既製洋服製造業
岩手県	岩手県婦人既製洋服製造業 〃 男子既製洋服製造業 〃 電気機械器具製造業	東京都	東京都婦人既製洋服製造業 〃 電気機械器具製造業 〃 革靴製造業
宮城県	宮城県男子服・婦人服製造業 〃 電気機械器具製造業	神奈川県	神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業 〃 紙加工品製造業 〃 電気機械器具製造業
秋田県	秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 〃 通信機器用部分品製造業	新潟県	新潟県横編ニット製造業 〃 十日町織物業 〃 男子・婦人既製洋服製造業 〃 洋食器・器物製造業 〃 作業工具製造業
山形県	山形県横編ニット製造業 〃 男子・婦人既製服製造業 〃 電気機械器具製造業	富山县	富山県ニット製造業 〃 電気機械器具製造業 〃 ファスナー加工業 〃 玉軸受製造業
福島県	福島県横編ニット製造業 〃 外衣・シャツ製造業	石川県	石川県横編ニット製造業
茨城县	茨城県男子既製洋服製造業 〃 婦人・子供既製服製造業 〃 電気機械器具製造業	福井県	福井県衣服製造業 〃 眼鏡製造業
栃木県	栃木県衣服製造業 〃 電気機械器具製造業	山梨県	山梨県横編ニット製造業 〃 婦人服製造業 〃 電気機械器具製造業 〃 貴金属製品製造業
群馬県	群馬県横編ニット製造業 〃 婦人服製造業 〃 電気機械器具製造業	長野県	長野県外衣・シャツ製造業 〃 電気機械器具製造業
埼玉県	埼玉県縫製業 〃 足袋製造業 〃 紙加工品製造業	岐阜県	岐阜県毛織物業

都道府県名	件 名
	// 男子既製洋服製造業
	// 婦人服製造業
	// 給水せん製造業
	// 陶磁器上絵付業
静岡県	静岡県広幅綿・スフ織物業
	// 広幅綿・スフ織布業
	// 別珍・コール天織布業
	// 婦人服製造業
	// 紙袋製造業
	// 車両電気配線装置製造業
愛知県	愛知県毛織物業
	// 婦人・子供服製造業
	// 車両電気配線装置製造業
	// がん具花火製造業
三重県	三重県車両電気配線装置製造業
滋賀県	滋賀県高島地区綿・スフ織物業・ねん糸製造業
	// 寝具製造業
	// 下着・補整着製造業
	// 車両電気配線装置製造業
京都府	京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業
	// 既製洋服製造業
	// 紙加工品製造業及び印刷・同関連産業
大阪府	大阪府横編ニット製造業
	// 男子既製洋服製造業
	// 婦人既製洋服製造業
	// タオル製造業
兵庫県	兵庫県靴下製造業
	// 但馬地区絹・人絹・毛織物業
	// 綿・スフ織物業
	// 婦人既製服製造業
	// 電気機械器具製造業
	// 釣針製造業
奈良県	奈良県靴下製造業
和歌山県	和歌山県作業手袋製造業
	// パジャマ・ネグリジェ製造業
鳥取県	鳥取県男子服・婦人服製造業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
島根県	島根県外衣・シャツ製造業

都道府県名	件 名
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
岡山県	岡山県男子学校服製造業
	// 車両電気配線装置製造業
広島県	広島県既製服縫製業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
	// 毛筆・画筆製造業
山口県	山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業
	// 婦人服仕立業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
徳島県	徳島県縫製業
香川県	香川県手袋・ソックスカバー製造業
愛媛県	愛媛県外衣・シャツ製造業
	// タオル製造業
高知県	高知県繊維産業
	// 衛生用紙製造業
福岡県	福岡県男子服製造業
	// 婦人服製造業
佐賀県	佐賀県婦人既製服製造業
	// 男子既製洋服製造業
	// 陶磁器製造業
長崎県	長崎県男子既製洋服製造業
	// 婦人既製洋服製造業
	// 和服裁縫業
熊本県	熊本県縫製業
	// 和服裁縫業
	// 紙加工品製造業
	// 電気機械器具製造業
大分県	大分県衣服製造業
	// 電気機械器具製造業
宮崎県	宮崎県男子既製洋服製造業
	// 婦人既製洋服製造業
	// 内燃機関電装品製造業
鹿児島県	鹿児島県横編ニット製造業
	// 男子既製洋服製造業
	// 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
沖縄県	沖縄県縫製業

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険又は有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する危険又は有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動等を通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業又は鉛作業といった有害な業務に従事する家内労働者については、健康相談の実施により疾病の早期発見及び予防に努めています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者及び補助者です。

- ◎ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- ◎ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- ◎ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- ◎ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- ◎ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業
- ◎ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

特別加入時健康診断

家内労働者及びその補助者（以下、「家内労働者等」といいます。）で特別加入を希望し、次ページに掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入健康診断（以下「加入時健診」といいます。）を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒に罹患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
1	粉じん作業を行う業務	3年
2	身体に振動を与える業務	1年
3	鉛業務	6か月
4	有機溶剤業務	6か月

加入手続

特別加入をしようとする家内労働者の団体（団体がない場合には、団体を作る必要があります。）は『特別加入申請書』を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円又は20,000円となっています（このほか家内労働者のみ2,000円、2,500円及び3,000円が認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額に見合った額とすることが重要です。

保険料

保険料は家内労働者の団体が納付しますが、その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、次の表の中で特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります。

保険料率表

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業	17/1000
研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの	17/1000
有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの	6/1000
粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの	17/1000
動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業	4/1000
木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの	18/1000

保険給付及び特別支給金

家内労働者等が当該家内労働者等の作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中又は作業場に隣接した場所において、材料、加工品等の積み込み、積み降し及び運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。

したがって、自宅と作業場との間、又は自宅若しくは作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には、保険給付を行いません。

1 保険給付

(1) 療養補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。

そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

(2) 休業補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷又は病気で療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

(3) 障害補償給付

業務上の負傷や病気が治ったとき、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の313～131日分）又は一時金（給付基礎日額の503～56日分）が支給されます。

(4) 遺族補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（給付基礎日額の245～153日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいなないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

(5) 葬祭料

業務上死亡した家内労働者又は補助者の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

(6) 傷病補償年金

業務上の負傷や病気が療養を始めてから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の313～245日分）が支給されます。

(7) 介護補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷又は病気で一定の障害（後遺症）が残り、介護を受けている場合には、その介護の程度に応じて支給されます。

2 特別支給金

(1) 休業特別支給金

家内労働者又は補助者が業務上の負傷又は病気で療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

(2) 障害特別支給金

家内労働者又は補助者が業務上の負傷や病気が治ったときに身体に障害が残った場合は、その障害に該当する障害等級に応じ一時金（342～8万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

(3) 遺族特別支給金

家内労働者又は補助者の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合は300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

(4) 傷病特別支給金

家内労働者又は補助者が、業務上の負傷や病気が療養を始めてから1年6か月以上たつても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ一時金（114～100万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、種々の名目で高い金額を支払わせられる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたいたいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額の機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけ、工賃の決めはあいまいである。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても返還しない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに係る費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、ワープロやパソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられたうえ、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払等委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となつた例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう注意を喚起するため、関係機関との連携により被害の防止に努めています。

しかし、このようないわゆる「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。

誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通ありえません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされること。

簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断してみた上で、結論を出すこと。

- (2) 収入等その他の委託条件や契約条件を十分に確認し、内容は契約書等の書面でもらうこと。

- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。

例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払を急がせる業者、納得できる説明をしない業者などは特に注意が必要です。

III 家内労働の現状

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な調査を実施しています。

平成19年の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようにになります。

1 家内労働従事者

平成19年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は189,338人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者は181,196人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は8,142人となっています（第1表）。

2 家内労働者

(1) 推移

家内労働法が制定された昭和45年以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年の1,844,400人をピークとして、その後減少が続いている。

平成19年の減少幅は5.6%と、前年の減少幅（7.3%）を下回っています（第1表）。

(2) 男女別

家内労働者を男女別にみると、男性が17,146人であるのに対し、女性は164,050人と全体の90.5%を占めています（第1表）。

(3) 類型別

家内労働者を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が170,402人で全体の94.0%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専業的家内労働者は8,893人（4.9%）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,901人（1.0%）となっています（第1表）。

(4) 業種別

家内労働者を業種別でみると、衣服の縫製などの「衣服、その他の繊維製品製造業」が51,458人（28.4%）と最も多く、次いで玩具、人形、造花、漆器などの「その他（雑貨等）」が28,740人（15.9%）、自動車用部品カプラー差し・チューブ通しなどの「電気機械器具製造業」が27,322人（15.1%）となっており、これら3業種で全体の約6割を占めています。（第2表、第1図）

減少幅の大きい業種は、印刷・同関連及び出版業（うちワープロ作業）（1,456人、前年比16.3%減）、皮革製品（3,114人、前年比11.7%減）となっています。

(5) 都道府県別

都道府県別にみると、静岡県が13,331人と最も多く、次いで東京都が11,852人、愛知県11,588人、大阪府11,070人となっており、家内労働者数が1万人を超えてるのはこれら4都府県となっています（第3表）。

前年と比べ家内労働者数の増加幅が大きい都道府県は高知県（対前年114人増、前年比11.3%増）となっており、一方、減少幅の大きい都道府県は岩手県（同602人減、同19.0%減）となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、18,537人で、家内労働従事者数に占める割合は9.8%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、14,050人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の75.8%を占めています（第4表）。

第1表 家内労働従事者数、家内労働

区分		昭和45年	48年	50年	60年	平成2年	7年
家 内 労 働 従 事 者 数 (対前年比率)	人	2,017,000	2,041,200 (0.2%)	1,725,700 (△5.9%)	1,223,200 (△3.2%)	951,800 (△6.0%)	576,701 (△12.3%)
家 内 労 働 者 数 (対前年比率)	人	1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)	549,585 (△12.3%)
内 訳	性 別	男 性	139,500 (7.7%)	136,600 (7.4%)	125,200 (8.0%)	78,100 (6.8%)	58,500 (6.5%)
	性 別	女 性	1,671,700 (92.3%)	1,707,800 (92.6%)	1,438,500 (92.0%)	1,070,900 (93.2%)	844,800 (93.5%)
	類 型	専 業	171,000 (9.4%)	171,000 (9.3%)	134,800 (8.6%)	76,200 (6.6%)	50,400 (5.6%)
	類 型	内 職	1,597,200 (88.2%)	1,633,600 (88.6%)	1,393,800 (89.1%)	1,058,500 (92.1%)	843,500 (93.4%)
	類 型	副 業	43,000 (2.4%)	39,800 (2.2%)	35,100 (2.2%)	14,300 (1.2%)	9,400 (1.0%)
補 助 者 数		205,900	196,800	162,000	74,200	48,400	27,116
委 託 者 数		113,100	110,900	106,100	86,600	59,800	38,538

注 1. [] 内の数字は、性別及び類型別の構成比である。

2. 昭和45年～平成2年の数字は下2桁で四捨五入してあるため、合計と内訳とは必ずしも一致しない。

第2表 業種別家内労働

業 種	平成 18年	平成 19年	対前年比増減率	1 位
合 計	人 191,995	人 181,196	% △5.6	静岡
食料品製造業	3,888	3,728	△4.1	福岡
繊維工業（衣服その他の繊維製品を除く）	12,152	11,072	△8.9	京都
衣服・その他の繊維製品製造業	55,578	51,458	△7.4	大阪
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,546	1,538	△0.5	奈良
紙・紙加工品製造業	7,990	7,706	△3.6	静岡
印刷・同関連及び出版業	5,055	5,288	4.6	東京
(うちワープロ作業)	(1,740)	(1,456)	△16.3	東京
ゴム製品製造業	9,776	9,573	△2.1	岡山
皮革製品製造業	3,526	3,114	△11.7	東京
窯業・土石製品製造業	1,804	1,651	△8.5	愛知
金属製品製造業	4,942	4,615	△6.6	岐阜
電気機械器具製造業	29,564	27,322	△7.6	静岡
情報通信機械器具製造業	2,187	2,289	4.7	東京
電子部品・デバイス製造業	12,153	11,501	△5.4	神奈川
機械器具等製造業	11,737	11,601	△1.2	愛知
その他（雑貨等）	30,097	28,740	△4.5	東京

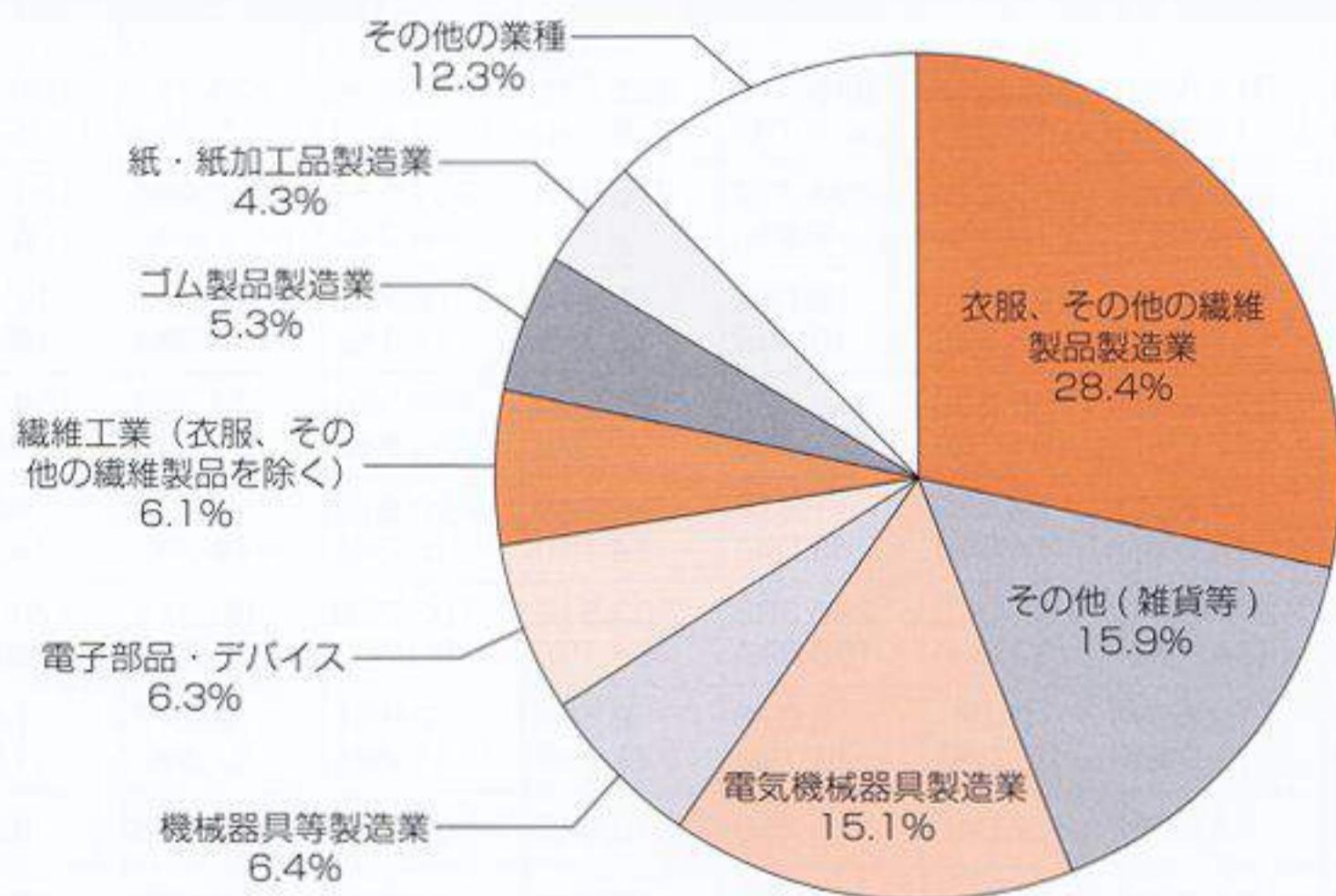
者数、補助者数及び委託者数の推移

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
人 347,084 (△9.2%)	人 311,530 (△10.2%)	人 269,815 (△13.4%)	人 246,476 (△8.7%)	人 226,670 (△8.0%)	人 216,625 (△4.4%)	人 200,711 (△7.3%)	人 189,338 (△5.7%)
331,831 (△9.1%)	297,200 (△10.4%)	257,270 (△13.4%)	234,717 (△8.8%)	216,324 (△7.8%)	207,142 (△4.2%)	191,995 (△7.3%)	181,196 (△5.6%)
23,888 (7.2%)	23,142 (7.8%)	21,444 (8.3%)	19,684 (8.4%)	18,819 (8.7%)	18,758 (9.1%)	17,872 (9.3%)	17,146 (9.5%)
307,943 (92.8%)	274,058 (92.2%)	235,826 (91.7%)	215,033 (91.6%)	197,505 (91.3%)	188,384 (90.9%)	174,123 (90.7%)	164,050 (90.5%)
16,914 (5.1%)	14,657 (4.9%)	12,516 (4.8%)	11,676 (5.0%)	10,249 (4.7%)	10,813 (5.2%)	9,107 (4.7%)	8,893 (4.9%)
311,835 (94.0%)	279,680 (94.1%)	241,983 (94.0%)	220,365 (93.9%)	203,513 (94.1%)	193,778 (93.6%)	180,371 (93.9%)	170,402 (94.0%)
3,082 (0.9%)	2,863 (1.0%)	2,771 (1.0%)	2,676 (1.1%)	2,562 (1.2%)	2,551 (1.2%)	2,517 (1.3%)	1,901 (1.0%)
15,253	14,330	12,545	11,759	10,346	9,483	8,716	8,142
24,116	21,798	19,347	17,400	15,589	15,010	13,999	12,968

者数及び主な家内労働業務

2位	3位	主な家内労働業務
東京	愛知	
千葉	福井	珍味加工、昆布巻き、みかん・くりの皮むき、漬物用野菜選別
愛知	新潟	絹糸等による服地の織上げ、ニット編立、綿・スフ織物の織布、漁網縫製
東京	福島	洋服・和服縫製、タオルヘム加工、刺繡
大阪	滋賀	竹細工、仏壇、民芸品研磨・組立、割り箸加工、園芸用品組立
兵庫	長野	紙袋貼り、ショッピング袋口芯入れ・ひも付け、化粧紙包装、祝儀用品、菓子箱組立
長野	大阪	筆耕、製本、雑誌付録折りたたみ、ワープロ入力
岡山	大分	
愛知	静岡	ゴム製履物縫製・接着、ゴム製品型抜き、自動車用部品バリ取り
兵庫	香川	革靴、革手袋、袋物（財布、定期入れ）、鞄、野球用品
岐阜	石川	陶磁器の生地、絵付け、焼成、タイル・ガラス・セラミック加工
新潟	大阪	洋食器研磨、作業工具・刃物研磨、金属プレス加工、打箔
三重	愛知	自動車用部品カブラー差し・チューブ通し、シールド線・リード線端末加工、ワイヤーハーネス組立
福岡	福島	テレビ・ラジオ・音響機器部品コイル巻き・組立、携帯電話部品組立
鹿児島	山形	電子部品組立、コンデンサ組立、LED加工
長野	岐阜	眼鏡枠加工研磨・組立、自動車部品組立
静岡	大阪	玩具、人形、造花、漆器、雛人形着付、ホチキスの針箱詰め、釣具

第1図 業種別家内労働者数の割合



3 委託者

(1) 委託者数

平成19年10月1日現在の委託者数は、12,968で、その内訳をみると、製造又は販売業者が12,284、製造または販売業者から製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が684となっています(第5表)。

(2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「衣服、その他の繊維製品製造業」が4,942(38.1%)、「電気機械器具製造業」が1,382(10.7%)、「その他(雑貨等)」が1,360(10.5%)、などで多く、これら3業種で全体の約6割を占めています(第5表)。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数

1委託者当たりの平均家内労働者数は14.0人で、業種別に見ると、「ゴム製品製造業」が27.5人と最も多く、次いで「その他(雑貨等)」が21.1人、「電気機械器具製造業」が19.8人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.3人と最も少なくなっています(第5表)。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いている場合がありますが、その数は平成19年10月1日現在766人となっています(第5表)。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「衣服、その他の繊維製品製造業」が208人(27.2%)と最も多く、次いで「その他(雑貨等)」が190人(24.8%)、「繊維工業」が72人(9.4%)となっています(第5表)。

第3表 都道府県別家内労働従事者数(総数)、家内労働者数、補助者数、委託者数、代理人数

都道府県名	家内労働従事者数 人	家内労働者数 人	補助者数 人	委託者数	代理人数 人
北海道	2,376	2,347	29	207	4
青森県	1,870	1,862	8	96	0
岩手県	2,597	2,560	37	142	4
宮城县	2,663	2,634	29	164	23
秋田県	3,068	3,006	62	212	0
山形県	3,099	3,059	40	203	2
福島県	4,628	4,454	174	321	0
茨城県	3,096	3,053	43	228	18
栃木県	2,099	2,088	11	146	3
群馬県	2,865	2,780	85	224	27
埼玉県	5,844	5,788	56	475	30
千葉県	2,856	2,654	202	193	21
東京都	12,616	11,852	764	1,250	0
神奈川県	4,398	4,296	102	301	15
新潟県	4,082	3,895	187	223	5
富山県	3,785	3,686	99	313	62
石川県	3,063	2,868	195	175	4
福井県	3,023	2,962	61	268	15
山梨県	2,279	2,263	16	203	0
長野県	5,432	5,292	140	353	0
岐阜県	5,268	4,880	388	386	0
静岡県	13,674	13,331	343	645	92
愛知県	12,229	11,588	641	713	67
三重県	6,794	6,401	393	359	18
滋賀県	4,142	3,979	163	267	21
京都府	6,950	5,350	1,600	452	60
大阪府	11,472	11,070	402	1,039	6
兵庫県	6,997	6,601	396	424	51
奈良県	3,605	3,448	157	324	3
和歌山县	941	933	8	74	1
鳥取県	2,143	2,102	41	175	3
島根県	1,975	1,953	22	172	7
岡山県	7,059	6,691	368	305	32
広島県	3,944	3,824	120	257	23
山口県	2,389	2,335	54	203	14
徳島県	1,279	1,253	26	92	33
香川県	2,215	2,064	151	156	50
愛媛県	2,626	2,518	108	209	1
高知県	1,160	1,122	38	74	4
福岡県	4,788	4,672	116	238	7
佐賀県	1,294	1,255	39	106	2
長崎県	1,141	1,094	47	85	2
熊本県	3,043	2,930	113	213	9
大分県	1,259	1,252	7	65	3
宮崎県	2,166	2,126	40	116	12
鹿児島県	2,505	2,484	21	84	12
沖縄県	541	541	0	38	0
合計	189,338	181,196	8,142	12,968	766

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	計	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					(人)	
		性別		類型別				
		男	女	専業	内職	副業		
計	18,537 (1,639)	3,303 (229)	15,234 (1,410)	1,888 (237)	16,401 (1,389)	248 (13)	(人)	
	100.0%	17.8%	82.2%	10.2%	88.5%	1.3%		
① プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ポール盤又はフライス盤を使用する作業	1,246 (185)	552 (55)	694 (130)	503 (85)	733 (98)	10 (2)	(人)	
	100.0%	44.3%	55.7%	40.4%	58.8%	0.8%		
② 有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例: 有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	838 (46)	295 (6)	543 (40)	234 (19)	597 (27)	7 (0)	(人)	
	100.0%	35.2%	64.8%	27.9%	71.2%	0.8%		
③ 鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例: 鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	1,262 (104)	358 (8)	904 (96)	292 (50)	966 (54)	4 (0)	(人)	
	100.0%	28.4%	71.6%	23.1%	76.5%	0.3%		
④ 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例: い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	531 (91)	247 (23)	284 (68)	90 (3)	430 (88)	11 (0)	(人)	
	100.0%	46.5%	53.5%	16.9%	81.0%	2.1%		
⑤ 動力により駆動される機械を使用する作業 (例: ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	14,050 (1,164)	1,764 (123)	12,286 (1,041)	728 (77)	13,111 (1,076)	211 (11)	(人)	
	100.0%	12.6%	87.4%	5.2%	93.3%	1.5%		
⑥ 木工機械を使用する作業 (例: 家具製造、人形製造)	74 (10)	57 (2)	17 (8)	59 (3)	14 (7)	1 (0)	(人)	
	100.0%	77.0%	23.0%	79.7%	18.9%	1.4%		
⑦ 火薬類を使用する作業 (例: 花火製造)	557 (39)	46 (12)	511 (27)	8 (0)	545 (39)	4 (0)	(人)	
	100.0%	8.3%	91.7%	1.4%	97.8%	0.7%		
⑧ 上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	5 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	(人)	
	100.0%	40.0%	60.0%	0.0%	100.0%	0.0%		

注) 1 框内は構成比(%)を表している。

注) 2 2種類以上重複する作業に従事する者はそれぞれの作業毎に計上している。

但し、実人員であるため、作業内訳と計とは必ずしも一致しない。

注) 3 ()内は、補助者数である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

(人)

業種	委託者数			代理人数	1委託者当たりの平均家内労働者数
	合計	製造・販売業者	請負業者		
合計	12,968	12,284	684	766	14.0
	100.0%			100.0%	
食料品製造業	197	196	1	24	18.9
	1.5%			3.1%	
織維工業(衣服、その他の織維製品を除く)	959	917	42	72	11.5
	7.4%			9.4%	
衣服、その他の織維製品製造業	4,942	4,578	364	208	10.4
	38.1%			27.2%	
木材・木製品、家具・装備品製造業	165	163	2	2	9.3
	1.3%			0.3%	
紙・紙加工品製造業	524	507	17	52	14.7
	4.0%			6.8%	
印刷・同関連及び出版業	526	496	30	46	10.1
	4.1%			6.0%	
ゴム製品製造業	348	333	15	53	27.5
	2.7%			6.9%	
皮革製品製造業	375	346	29	2	8.3
	2.9%			0.3%	
窯業・土石製品製造業	167	167	0	0	9.9
	1.3%			0.0%	
金属製品製造業	429	418	11	15	10.8
	3.3%			2.0%	
電気機械器具製造業	1,382	1,320	62	57	19.8
	10.7%			7.4%	
情報通信機械器具製造業	154	142	12	0	14.9
	1.2%			0.0%	
電子部品・デバイス製造業	654	618	36	25	17.6
	5.0%			3.3%	
機械器具等製造業	786	765	21	20	14.8
	6.1%			2.6%	
その他(雑貨等)	1,360	1,318	42	190	21.1
	10.5%			24.8%	

注) 枠内は構成比を表している。

IV 家内労働者の労働条件（平成 18 年 10 月調査）

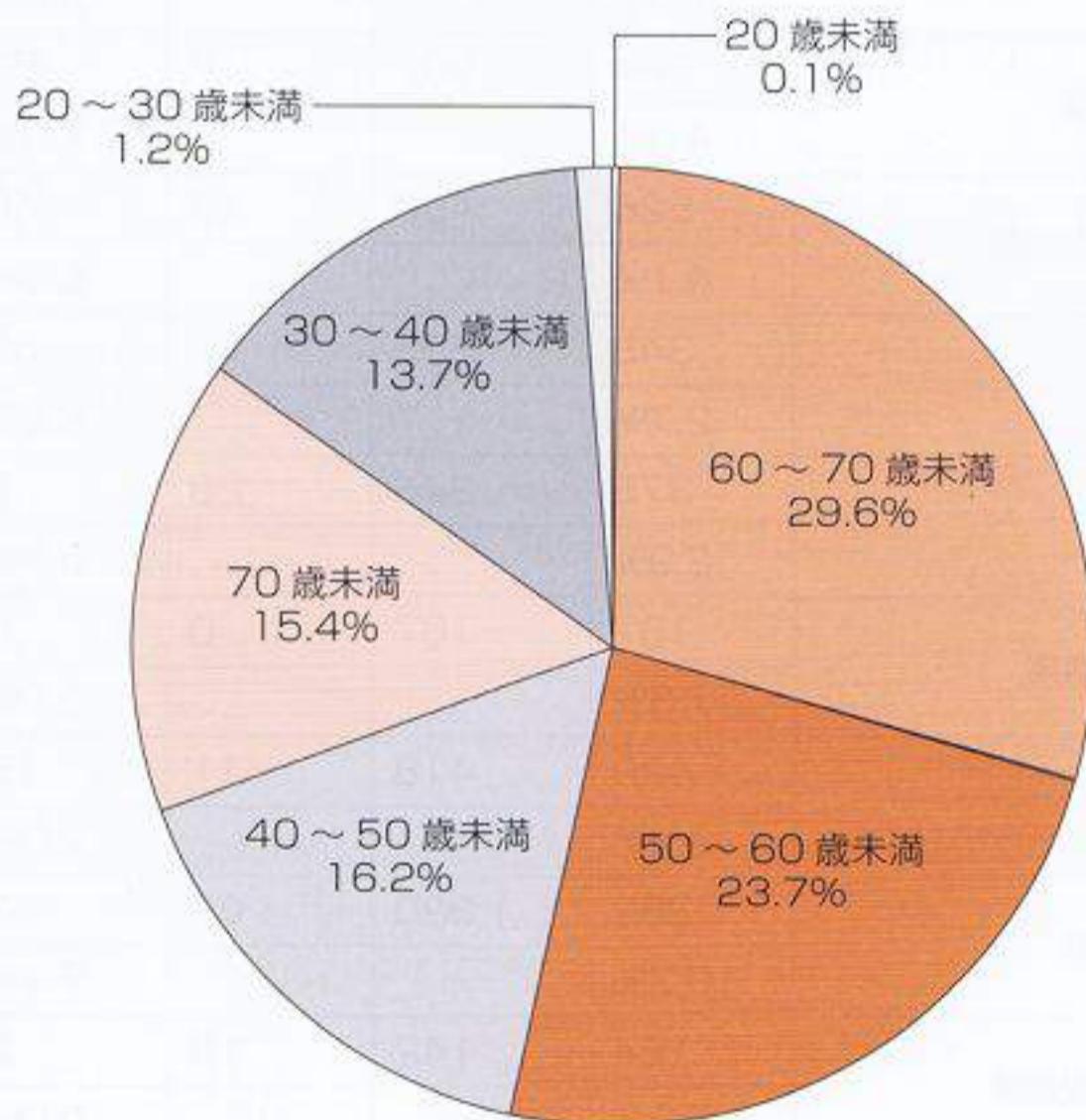
1 平均年齢は 55.9 歳、平均経験年数は 12.1 年

家内労働者の平均年齢は、55.9 歳となっており、これを男女別に見ると、男性が 63.9 歳、女性が 55.2 歳となっています。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、第 2 図のとおり、「60～70 歳未満」が最も多く 29.6%、次いで「50～60 歳未満」が 23.7%、「40～50 歳未満」が 16.2% と、これら 3 つの階級で全体の 7 割を占めています。

また、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均経験年数は 12.1 年であり、これを男女別にみると、男性は 18.8 年、女性は 11.5 年となっています。

第 2 図 年齢階級別家内労働者構成比



2 平均就業時間数は1日5.6時間、平均就業日数は1か月18.4日

家内労働者の平均就業時間数は、1日5.6時間であり、平均就業日数は、1か月18.4日となっています。

これを男女別にみると、男性の就業時間数は、1日7.9時間、就業日数は1か月19.6日であるのに対し、女性の就業時間数は1日5.3時間、就業日数は1か月18.3日となっています。

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「繊維工業」が8.1時間、「皮革製品」が6.2時間と、専業的家内労働者が比較的多い業種において長く、これに対して、「木製品・家具装備品」が4.7時間と最も短くなっています。

また、平均就業日数をみると、「繊維工業」が20.6日、「ゴム製品」が19.4日と多く、これに対し、「印刷・同関連」が13.6日と最も少なくなっています。(第3図)

第3図 男女別、業種別1日当たりの平均就業時間数及び1か月当たりの平均就業日数



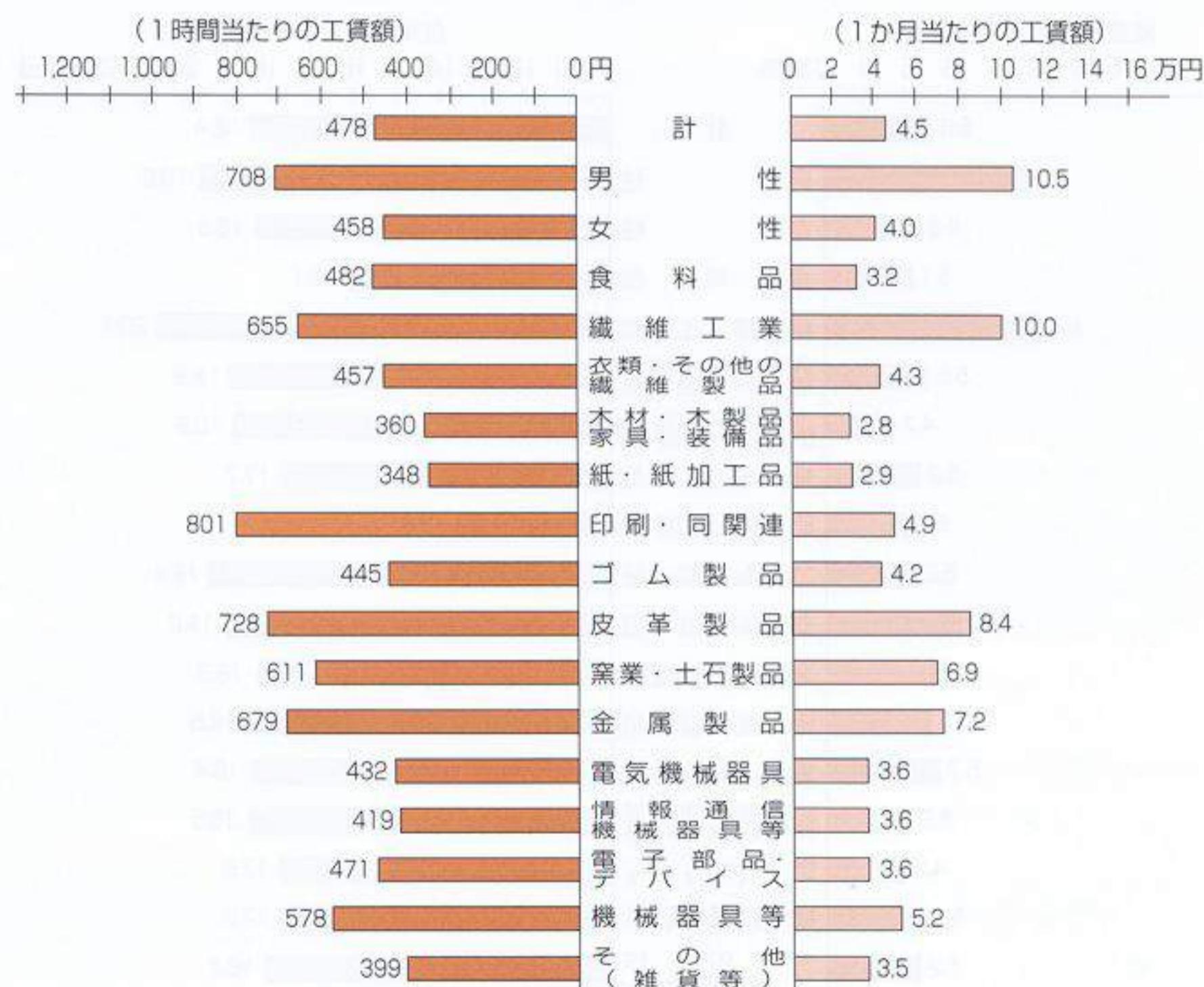
3 平均工賃額は1時間478円、1か月4万5,162円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は478円であり、これを男女別にみると、男性が708円、女性が458円となっています。

また、業種別にみると「印刷・同関連」が801円と最も高く、次いで「皮革製品」が728円、「金属製品」が679円となっているのに対し、「紙・紙加工品」は348円と最も低く、次いで「木材・木製品、家具・装備品」が360円、「その他（雑貨等）」が399円となっています。

次に、1か月当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は45,162円であり、これを男女別にみると、男性が104,503円、女性が39,834円となっています。（第4図）

第4図 男女別、業種別1時間及び1か月当たりの工賃額



労働基準監督署へ
お問い合わせは各都道府県労働局労働基準部賃金課室または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課室所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所 在 地
北海道	011-709-2311	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4114	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3008	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8841	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-883-4266	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8224	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル
福島	024-536-4604	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6216	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号
栃木	028-634-9109	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5005	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6205	330-6016	さいたま市中央区新都心11番2号 ランド・アクシス・タワー
千葉	043-221-2328	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1614	102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新潟	025-234-5924	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2735	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石川	076-265-4425	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-2691	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2854	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-223-0555	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-8104	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-254-6315	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛知	052-972-0258	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
三重	059-226-2108	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-522-6654	520-0057	大津市御幸町6番6号
京都	075-241-3215	604-0846	京都市中京区西ノ京通御池上ル金吹町451番地
大阪	06-6949-6502	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-9154	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈良	0742-32-0206	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-422-2174	640-8581	和歌山市中之島2249番地
鳥取	0857-29-1705	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1158	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎
岡山	086-225-2014	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9244	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0372	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-9165	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6号 徳島地方合同庁舎
香川	087-811-8919	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
愛媛	089-935-5205	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6024	780-8548	高知市南金田48番2号
福岡	092-411-4578	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0033	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル
熊本	096-355-3202	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎
大分	097-536-3215	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル
宮崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
沖縄	098-868-3421	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎